

国自貨第391号の3  
国自安第94号の3  
国自整第158号の3  
令和6年10月11日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

物流・自動車局 貨物流通事業課長  
安全政策課長  
自動車整備課長  
( 公 印 省 略 )

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、貴会傘下会員（地方実施機関）に対し周知方お願いいたします。

国自貨第391号の3  
国自安第94号の3  
国自整第158号の3  
令和6年10月11日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

物流・自動車局 貨物流通事業課長  
安全政策課長  
自動車整備課長  
( 公 印 省 略 )

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、貴会傘下会員（地方実施機関）に対し周知方お願いいたします。

別添

国自貨第391号の2  
国自安第94号の2  
国自整第158号の2  
令和6年10月11日

各地方運輸局自動車交通部長  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長  
各地方運輸局自動車技術安全部長  
沖縄総合事務局運輸部長

殿

物流・自動車局 貨物流通事業課長  
安全政策課長  
自動車整備課長  
( 公 印 省 略 )

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について（平成15年3月10日付け国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号）」の一部を別添新旧対照表のとおり改正するとともに、付属様式を新たに制定するため、事務処理上、遺漏なきよう取り計らわれない。